

保育士修学資金貸付の手引き

令和2年11月

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会

連絡先

〒461-0011

名古屋市東区白壁1-50 愛知県社会福祉会館 5階

愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター

TEL 052-212-5519

FAX 052-212-5520

目 次

保育士修学資金貸付事業の概要	1
保育士修学資金貸付の主な流れ	2
貸付規程等に基づく提出書類一覧	3
1 申請時	3
2 貸付決定を受けたとき	3
3 卒業後	4
4 毎年提出	4
5 返還するとき	4
6 返還の猶予を受けるとき	5
7 返還の免除を受けるとき	5
8 変更等があったとき	6
○各種様式	8
○社会福祉法人愛知県社協保育士修学資金貸付事業実施要綱	34
○社会福祉法人愛知県社協保育士修学資金貸付規程	37
○社会福祉法人愛知県社協保育士修学資金貸付規定施行細則	40
○指定業務一覧	44

保育士修学資金貸付事業の概要

愛知県内の保育士養成施設に入学される方に、在学期間中に修学資金の貸付を行う制度です。

1 貸付額

学費（修学資金）月額 5 万円以内（修業年限が 3 年、4 年でも 2 年間）

入学準備金 20 万円以内（初年度）

就職準備金 20 万円以内（卒業年度）

（例：2 年間の場合 5 万円×24ヶ月＝120万円 入学・就職準備金40万円 計160万円）

2 貸付対象者

愛知県知事の指定する保育士を養成する愛知県内の「養成施設」に入学した者

3 貸付時期

貸付金は 6 ヶ月分を年 2 回行います。

新入生 7 月、10月 2 年生以上は 6 月、10月

4 貸付金の申請

ア 養成施設を通じて申請してください。

イ 連帯保証人が必要です。

ウ 養成施設の長の推薦が必要です。

5 貸付金の免除

次の要件を満たせば、貸付金の返還が免除されます。

ア 卒業後 1 年以内に保育士として登録し、愛知県内で保育士の仕事（指定業務）に就き、以後継続して 5 年間（従事日数 900 日以上）その業務に従事した場合は、全額免除

イ 2 年（従事日数 360 日以上）以上保育士業務に従事した場合は、5 年以下においても期間に応じて一部免除

ウ 資格を取得（登録日）した後の指定業務従事期間が対象

6 返 還

次の場合には、返還となります。

ア 卒業した日から 1 年以内に保育士登録を行わず、愛知県内において指定業務に従事しなかったとき

イ 指定業務に従事する意思がなくなったとき

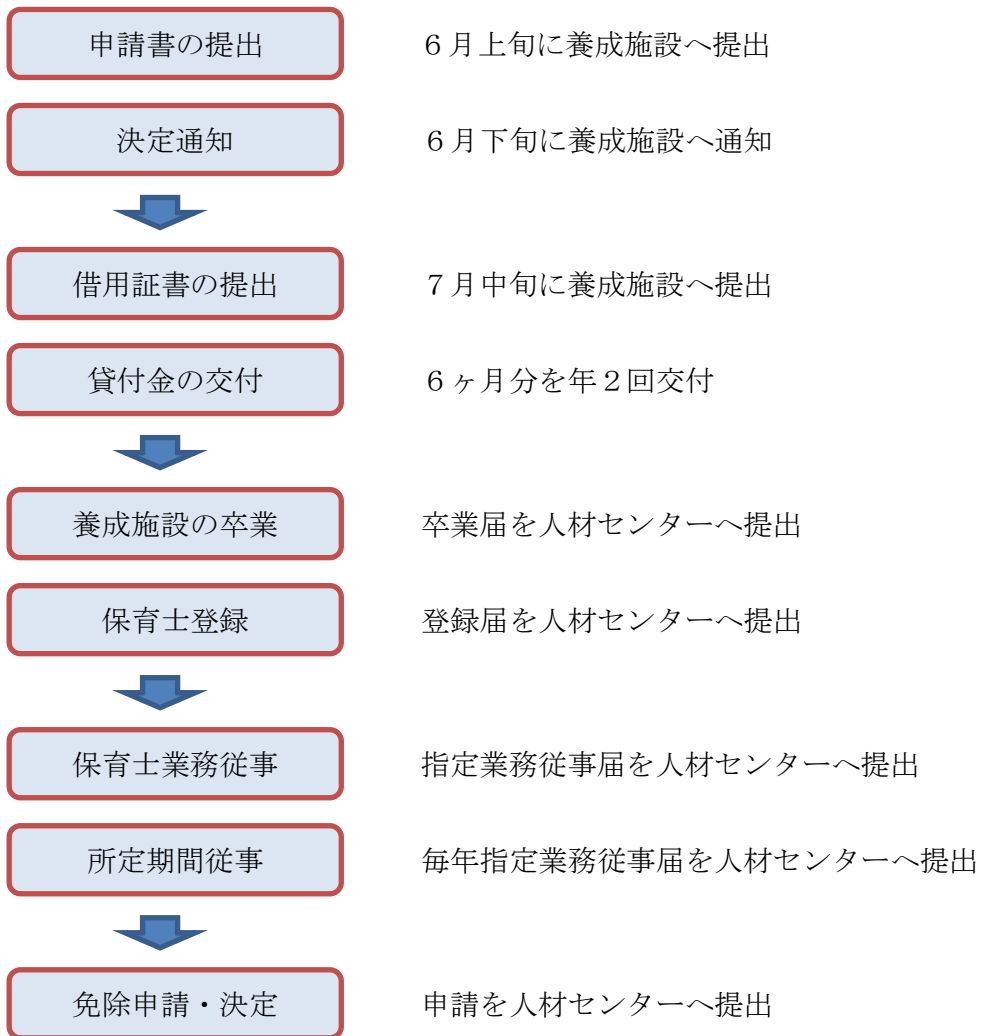
ウ 業務外の事由による死亡等により指定業務に従事できなくなったとき

エ 契約が解除されたとき

7 返還の猶予

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があり、指定業務に従事できないときは一定期間返還が猶予されます。

保育士修学資金貸付の主な流れ



社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程等 に基づく提出書類一覧

提出先:1～2は養成施設

:3～7は愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター

:8は養成施設(在学中)又は福祉人材センター(卒業後)

1 申請時

提出書類	様式等	ページ	留意事項	提出時期
修学資金貸付申請書	第1号様式	P 8	申請書に使用した印鑑は継続して使用	養成施設の指定する日
誓約書	第3号様式	P 10	連帯保証人と連署	
保証書	様式第1	P 17	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が未成年者である場合は、連帯保証人は法定代理人 ・連帯保証人は原則として愛知県内に住所を有し、独立して生計を営む方。配偶者は不可 ・連帯保証人の印鑑は印鑑登録証明書のものを使用、また、継続して使用 	
印鑑登録証明書			連帯保証人のもの	
修学資金振込口座申込申請書	様式第3	P 19	本人の口座	
養成施設等の長の推薦状	第2号様式	P 9	養成施設が作成	

2 貸付決定を受けたとき

提出書類	様式等	ページ	留意事項	提出時期
修学資金借用証書	第5号様式	P 12	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人と連署 ・収入印紙を貼付 ・本人・連帯保証人の割印 ・養成施設を経由、提出 (収入印紙代) 記載金額 収入印紙代 10万円以下 200円 50万円以下 400円 100万円以下 1,000円 500万円以下 2,000円	貸付決定通知を受けた日から15日以内

3 卒業後

提出書類	様式等	ページ	提出時期	留意事項
保育士養成施設卒業届	様式第13	P29	卒業後直ちに	卒業証書（写し）を添付
保育士登録届	様式第14	P30	登録証を受け取った後直ちに	登録証(写し)を添付
指定業務従事届（新規）	様式第6	P22	指定業務に従事後直ちに	卒業届、登録証と同時に提出可
（卒業後、直ちに指定業務に従事しない場合に提出する書類）				
指定業務従事延期届	様式第15	P31	卒業後直ちに	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業後すぐに指定業務に従事しないが、1年以内に従事する意思がある場合に提出 ・指定業務に従事した場合は直ちに「指定業務従事届」を提出

4 毎年提出

提出書類	様式等	ページ	提出時期	留意事項
指定業務従事届（継続）	様式第6	P22	毎年4月1日から4月15日までに提出	従事先で証明

5 返還するとき

提出書類	様式等	ページ	提出時期	留意事項
修学資金返還明細書	第4号様式	P11	退職等返還する事由が生じたとき	返還事由は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県内で指定業務に従事しなくなったとき ・その他

6 返還の猶予を受けるとき

提出書類	様式等	ページ	提出時期	留意事項
修学資金返還 <u>当然</u> 猶予申請書	第8号様式	P 1 5	契約解除後も引き続き当該養成施設に在学するとき	在学証明書を添付
修学資金返還 <u>裁量</u> 猶予申請書	第9号様式	P 1 6	事由が生じたとき	事由とは次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・災害、疾病、負傷のため ・大学等に在学中のため ・産休又は育休中のため ・その他やむを得ない理由があるとき

7 返還の免除を受けるとき

提出書類	様式等	ページ	提出時期	留意事項
(5年の場合) ※過疎地域及び中高年離職者に該当する場合は3年				
修学資金返還 <u>当然</u> 免除申請書	第6号様式	P 1 3	指定業務従事5年(従事日数900日以上)経過後	
指定業務従事期間証明書	様式第5	P 2 1	〃	従事先で証明
(5年未満の場合)				
修学資金返還 <u>裁量</u> 免除申請書	第7号様式	P 1 4	事由が生じたとき	<u>2年以上</u> 指定業務に従事したときは従事期間に応じて一部免除
指定業務従事期間証明書	様式第5	P 2 1	〃	従事先で証明
修学資金返還明細書	第4号様式	P 1 1	退職等返還する事由が生じたとき	返還事由は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県内で指定業務に従事しなくなったとき ・その他

8 変更等があったとき

提出先：在学中は養成施設へ

卒業後は愛知県社会福祉協議会 福祉人材センターへ

	事由	提出書類	様式等	ページ	提出時期	留意事項
①	氏名、住所を変更したとき	住所氏名変更届	様式第7	P23	変更後直ちに	
②	休学・停学したとき	保育士養成施設休学・停学届	様式第9	P25	休学・停学後直ちに	
③	留年したとき	保育士養成施設留年届	様式第10	P26	留年後直ちに	在学証明書添付
④	退学・退校したとき	保育士養成施設退学・退校届	様式第8	P24	退校・退学後直ちに	修学資金を辞退する場合は、修学資金の辞退の提出を要する。⑥の提出を要する。
		修学資金返還明細書	第4号様式	P11		
⑤	復学したとき	保育士養成施設復学届	様式第11	P27	復学後直ちに	在学証明書添付
⑥	修学資金の借受を辞退するとき	修学資金辞退届	様式第12	P28	直ちに	
⑦	連帯保証人の氏名、住所、職業に変更があったとき	連帯保証人変更届	様式第2	P18	変更後直ちに	連帯保証人は、結婚等住所の変更により氏名、住所等が変更されたときは、この様式を提出する必要がある。
⑧	連帯保証人死亡等により連帯保証人を変更するとき	保証書	様式第1	P17	死亡後直ちに	原則として連帯保証人を変更できません。
⑨	借受人が死亡したとき	借受人死亡届	様式第17	P32	死亡後直ちに	
		修学資金返還明細書	第4号様式	P11		
⑩	修学資金振込口座を変更したとき	修学資金振込口座変更申請書	様式第3	P19	変更後直ちに	
⑪	職場を変更したとき	指定業務従事期間証明書（退職した事業所）	様式第5	P21	変更後直ちに	
		指定業務従事届（新しく就職した事業所）	様式第6	P22		

各種樣式

第1号様式

修学資金貸付申請書

年 月 日

社会福祉法人

愛知県社会福祉協議会 会長 殿

修学生番号	(記入しないでください。)				
開始年月	年 月		(記入しないでください。)		
養成施設名	第 学年	修業年限	年	入学年月	年 月
フリガナ					
氏 名	印				
	(申請書の印鑑は他の書類にも統一してご使用ください。)				
生年月日	年 月 日 生 (歳)				
住所及び 電話番号	〒 電話 自宅 携帯				
本人の履歴	学 歴				
	年 月		高校卒		
	年 月				

保育士修学資金の貸付けを次のとおり申請します。

借用希望 期間・金額	修学資金	年 4月から 年 月まで (月額50,000円) か月分 計 円
	入学準備金	円 (入学時又は初回貸付のみに貸付)
	就職準備金	円 (卒業年次のみに貸付)
	合 計	円
卒業後の 希望就職先	第一希望	
	第二希望	

- 備考 1 卒業後の希望就職先欄には、施設の種別等を記入してください。
2 入学準備金、就職準備金は貸付を希望する場合に記入してください。

推 薦 状

年 月 日

社会福祉法人
愛知県社会福祉協議会 会長 殿

養成施設の所在地

電話 ()

養成施設の名称

養成施設の長の職及び氏名

印

下記の者は、保育士修学資金の貸付けを受ける者として適当であると認められるので推薦いたします。

課 程 名	
学 年	年 修業年限 年 月
フリガナ	
氏 名	
所 見 (人物・成績等)	
推薦理由	

誓 約 書

年 月 日

社会福祉法人

愛知県社会福祉協議会 会長 殿

本人	養成施設名	
	修学生番号	(記入しないでください。)
	フリガナ	
	氏 名	印 年 月 日生
	住 所	〒
	電話番号	自宅 携帯

連帯保証人	フリガナ	
	氏 名	印 (印鑑登録証明書の印鑑を押印してください。) 年 月 日生
	住 所	〒
	電話番号	自宅 携帯
	職 業	
	本人との関係	(申請者からみた関係を記入ください。例：父、母等)

私は、修学資金の貸付けを受けるにつきましては、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業実施要綱、同要綱に基づく貸付規程、施行細則を守り、保育士資格登録後は、細則第5条に規定する指定業務に従事することを誓います。

申請書等貸付に関する書類に記載された個人情報については、事業を適正に執行する範囲内において愛知県等関係行政機関、他の都道府県社会福祉協議会等の関係団体に提供することに同意します。

また、貴協議会が事業を適正に執行する範囲内において、愛知県等関係行政機関、他の都道府県社会福祉協議会等の関係団体、証明書発行事業所等に照会し、私の個人情報の提供を受けること、その他貴協議会が必要とする調査・確認することに同意します。

なお、上記要綱等により、修学資金の返還の債務が生じたときは、返還期限までに確実に返還します。

連帯保証人は、返還の債務を本人と連帯して負担します。

修学資金返還明細書

年 月 日

社会福祉法人
愛知県社会福祉協議会 会長 殿

本人	養成施設等名	
	修学生番号	
	氏名	印 年 月 日生
	住所	〒
	電話番号	自宅 携帯

連帯保証人	氏名	印 年 月 日生
	住所	〒
	電話番号	自宅 携帯

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業実施要綱等の規定を守り、貸付けを受けた修学資金を下記の計画に基づき滞りなく返還いたします。

返還総額	円
返還期間	年 月 日から 年 月 日まで ※ 返還期間は、貸付期間の2倍までとする。
返還方法	<input type="checkbox"/> 一括の場合 ※返還予定日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 半年賦の場合 1回 円× 回= 円 (端数が生じる場合) 初回・最終回 円 ※返還予定日 (月 日、 月 日、 月 日、 月 日) (月 日、 月 日、 月 日、 月 日) <input type="checkbox"/> 月賦の場合 1回 円× 回= 円 (端数が生じる場合) 初回・最終回 円 計 円 ※返還予定日 毎月 日
備考	

- 備考
- 1 返還方法は、該当する項目に✓を記入してください。
 - 2 半年賦、月賦で端数が生じた場合は、初回又は最終回に加算することとし、どちらかを選択して○で囲み、加算した額を記入してください。
 - 3 連帯保証人の印は印鑑登録証明書の印鑑としてください。

収入印紙

修学資金借用証書

年 月 日

社会福祉法人
愛知県社会福祉協議会 会長 殿

本人	養成施設等名	
	修学生番号	
	氏 名	印 年 月 日生
	住 所	〒
	電話番号	自宅 携帯

連帯保証人	氏 名	印 年 月 日生
	住 所	〒
	電話番号	自宅 携帯

私は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業実施要綱、同要綱に基づく貸付規程、施行細則により、下記のとおり修学資金を借用します。

なお、上記要綱等により、修学資金の返還の債務が生じたときは、返還期限までに確実に返還します。

連帯保証人は、返還の債務を本人と連帯して負担します。

記

修学資金	年 4月から 年 月まで (月額50,000円) か月分 計 円
入学準備金	円
就職準備金	円
合 計	円

備考 印鑑は、誓約書に押印したものとしてください。

第6号様式

修学資金返還当然免除申請書

年 月 日

社会福祉法人

愛知県社会福祉協議会 会長 殿

修学生番号		
養成施設名		
住 所	〒 _____ 電話 自宅 携帯 _____	
フリガナ		生 年 月 日
氏 名	印	年 月 日 (歳)

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程等の規定により、修学資金の返還の当然免除を受けたいので、次のとおり申請いたします。

申請理由	1 指定業務に（3年・5年）従事（県社協要綱第8第1項） 2 業務上の事由により死亡（県社協要綱第8第2項） 3 業務に起因する心身の故障のため業務を継続できない （県社協要綱第8第2項）		
理由発生日	年 月 日 （当然免除となる日（従事期間5年経過した日）等をご記入ください。）		
保育士 資格登録日	年 月 日		
指定業務の 従事状況	期 間	勤務年数	勤 務 先
	年 月から 年 月まで	年 月	名称： 住所：
	年 月から 年 月まで	年 月	名称： 住所：
	年 月から 年 月まで	年 月	名称： 住所：
	計	年 月	
借用期間	年 月から 年 月まで （養成施設に在学していた期間を記入してください。）		
借 用 金 額	円		
返還免除申請額	円		

- 備考 1 指定業務に従事したことを証する書類として「指定業務従事期間証明書」（様式第5）を添付してください。
2 指定業務上の理由により死亡した場合は、死亡診断書等の写しを添付してください。
3 修学生が死亡した場合の申請者は、連帯保証人としてください。
4 指定業務に起因する心身の故障の場合は、医師の診断書等を添付してください。
5 申請理由の欄の該当するものに○を付けてください。

修学資金返還裁量免除申請書

年 月 日

社会福祉法人
愛知県社会福祉協議会 会長 殿

修学生番号			
養成施設名			
フリガナ		生年月日	
氏 名	印	年 月 日 (歳)	
住 所	〒	電話 自宅	携帯

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程等の規定により、修学資金の返還の裁量免除を受けたいので、次のとおり申請いたします。

申請理由	1 死亡により返還できなくなった (県社協要綱第11第1項) 2 障害のため返還できなくなった (県社協要綱第11第1項) 3 指定業務に貸付を受けた期間以上従事した (県社協要綱第11第3項)		
理由発生日	年 月 日 (愛知県内で就労できなくなった日等を記入してください。)		
保育士資格登録日	年 月 日		
指定業務の 従事状況	期 間	勤務年数	勤 務 先
	年 月から 年 月まで	年 月	名称： 住所：
	年 月から 年 月まで	年 月	名称： 住所：
	年 月から 年 月まで	年 月	名称： 住所：
	計	年 月	
借用期間	年 月から 年 月まで (養成施設に在学していた期間を記入してください。)		
借 用 金 額	円		
返還猶予期間	年 月から 年 月まで		
返還免除申請額	円		
	<small>返還免除額=(指定業務に従事した期間) / (修学資金貸付期間(2年)) × 2 / 5</small>		

- 備考 1 指定業務に従事した場合は、「指定業務従事期間証明書」(様式第5)を添付してください。
 2 指定業務外の理由により死亡の場合は、死亡診断書等の写しを添付してください。
 3 修学生が死亡した場合の申請者は、連帯保証人としてください。
 4 指定業務外に起因する心身の故障の場合は、医師の診断書等を添付としてください。
 5 申請理由の欄の該当するものに○を付けてください。

修学資金返還当然猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人

愛知県社会福祉協議会 会長 殿

修学生番号			
修学生時の 養成施設名	名 称		
	卒業年月日	年 月 日	(卒業・在学中)
フリガナ			生年月日
氏 名	印		年 月 日 (歳)
住 所	〒 電話 自宅 携帯		

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程等の規定により、保育士修学資金の返還の当然猶予を受けたいので、次のとおり申請いたします。

申請理由	契約解除後も当該養成施設に在学中のため (県社協要綱第10第1項)		
理由発生年月日	年 月 日 (契約解除後に新たに在学が決まった日等を記入してください。)		
借用期間	年 月から 年 月まで (入学から契約解除までの期間を記入してください。)		
借 用 金 額	円		
返還猶予期間	年 月から 年 月まで		
返還猶予金額	円		
現在の 在学先	所在地	〒 電話 ()	
	学校名		修業年限

※ 在学中の養成施設等の在学証明書を添付してください。

修学資金返還裁量猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人
愛知県社会福祉協議会 会長 殿

修学生番号		
修学生時の 養成施設名	名 称	
	卒業年月日	年 月 日
フリガナ		生年月日
氏 名	印	年 月 日 (歳)
住 所	〒 電話 自宅 携帯	

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士等修学資金貸付規程等の規定により、
保育士等修学資金の返還の裁量猶予を受けたいので、次のとおり申請いたします。

申請理由	1 災害、疾病、負傷のため(県社協要綱第10第2項第2号) 2 大学等に在学中のため(県社協要綱第10第2項第2号・細則第11条) 3 産休又は育休中のため(県社協要綱第10第2項第2号・細則第11条) 4 やむを得ない理由であらかじめ会長に承認をもらっているため (県社協要綱第10第2項第2号・細則第11条)
理由発生日	年 月 日 (指定業務に従事できなくなった日等を記入してください。)
借用期間	年 月から 年 月まで (養成施設に在学していた期間を記入してください。)
借 用 金 額	円
返還猶予期間	年 月から 年 月まで
返還猶予金額	円

備考1 申請理由1の場合は医師の診断書等証する書面を添付してください。

2 申請理由2の場合は在学証明書を添付してください。

3 申請理由3の場合は産休・育休中であることを証する書面を添付してください。

4 申請理由の欄の該当するものに○を付けてください。

様式第 1

保 証 書 (新規・変更)

年 月 日

社会福祉法人

愛知県社会福祉協議会 会長 殿

連帯保証人	フリガナ	
	氏 名	印 (印鑑登録証明書の印鑑を押印してください。) 年 月 日生
	住 所	〒
	電話番号	自宅 携帯
	職 業	
	修学生との関係	(申請者からみた関係を記入ください。例：父、母等)

下記の者が修学資金の貸付けを受けました上は、その連帯保証人となり、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業実施要綱、同要綱に基づく貸付規程及び施行細則の規定に従い、修学資金の返還の債務を履行することを承諾します。

記

本 人	養成施設名	
	修学生番号	
	フリガナ	
	氏 名	年 月 日生
	住 所	〒
	電話番号	自宅 携帯

変更理由 (保証人変更の場合のみ記入)

(添付書類)

保証人の印鑑登録証明書

- 備考
- 1 修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人は法定代理人としてください。
 - 2 連帯保証人は、原則として愛知県内に住所を有し、かつ、一定の資力のある者としてください。
 - 3 連帯保証人の変更は、連帯保証人が死亡したとき、破産手続き開始があったとき、あるいは連帯保証人として適当でない理由が生じたときに提出してください。

様式第 2

連帯保証人変更届

年 月 日

社会福祉法人

愛知県社会福祉協議会 会長 殿

本人	修学生番号	
	フリガナ	
	氏 名	印 年 月 日生
	住 所	〒
	電話番号	自宅 携帯

下記の理由により、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程に基づく保証人に変更がありましたので、届け出ます。

記

1 変更内容

区 分	新	旧
フリガナ		
氏 名		
住 所	〒	〒
電 話	自宅 携帯	自宅 携帯
職 業		
その他		

3 変更理由

※連帯保証人の氏名の変更は、連帯保証人を変更するのではなく、結婚等により姓が変更した場合です。

様式第3

修学資金振込口座
 申 込
 変 更
 申 請 書

年 月 日

社会福祉法人

愛知県社会福祉協議会 会長 殿

修学生番号							
養成施設名							
申出の事由	1 新規		2 口座の変更		3 その他 ()		
フリガナ					生年月日		
氏 名	印 (申請書と同じ印鑑を使用してください。)			年 月 日 (歳)			
住 所	〒			電話 自宅 携帯			

私は、次のとおり修学資金振込口座を（申し出・変更を申し出）ます。

振込先	金融機関等の名称	(金融機関等の名称)		(支店名称)			
	口座の種類	1 : 普通預金		2 : 当座預金			
	口座番号						
(フリガナ)							
口座名義							

- 1 通帳等により正確に記入するようにしてください。
- 2 ゆうちょ銀行を指定する場合は、7桁の口座番号を郵便局で確認のうえ記入してください。

貸付決定者在籍状況一覧表
年度 第 回 (月 ~ 月分)

(養成施設名)		(課程名)											
修学生番号	氏名	修業年数	学年	貸付開始 予定年月	貸付終了 予定年月	月額	貸付月数	月額合計	入学準備金	就職準備金	今回貸付額	貸付済 合計額	
計		名									合計	円	

※合計は今回貸付額の合計を記入すること

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

養成施設名
施設の長名

印

様式第 5

指定業務従事期間証明書

年 月 日

社会福祉法人
愛知県社会福祉協議会会長殿

修学生番号		
修学生時の 養成施設名	名 称	
	卒業年月日	年 月 日
資格登録年月日	年 月 日	
フリガナ		生年月日
氏 名	印	年 月 日 (歳)
住 所	〒 電話 自宅 携帯	

下記のとおり保育士の指定業務(※)に従事しました。

業 務 従事先	所在地及び 電話番号	〒 電話 ()
	施設名又は 所属団体名	
	職 種	
業務従 事期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 月) (産休・育休・疾病等により業務に従事しなかった期間は除いてください。)	
備 考		

※指定業務とは、施行細則第5条に基づく指定業務一覧に掲げる施設において児童の保護に従事する業務です。

上記のとおり従事したことを証明いたします。

年 月 日

業務従事先の法人名及び施設名

代表者（法人又は施設）の職名及び氏名

事業所の印

様式第 6

指定業務従事届（新規・継続）

年 月 日

社会福祉法人
愛知県社会福祉協議会 会長 殿

修学生番号		
修学生時の	名 称	
養成施設名	卒業年月日	年 月 日
資格登録年月日 (未登録の場合は見込みを記入)		年 月 日
フリガナ		生年月日
氏 名	印	年 月 日 (歳)
住 所	〒 電話 自宅 携帯	

下記のとおり保育士の指定業務(※)に従事しましたので届け出ます。

業務従事先	所在地及び 電話番号	〒 電話 ()
	施設名又は 所属団体名	
	職 種	
	採用 年月日	年 月 日

※指定業務とは、施行細則第5条に基づく指定業務一覧に掲げる施設において児童の保護に従事する業務です。

上記のとおり従事していることを証明いたします。

年 月 日

業務従事先の法人名及び施設名

代表者（法人又は施設）の職名及び氏名

事業所の印

備考 継続の場合は、毎年、4月1日における職種並びに勤務先の名称及び所在地を4月15日までに届け出ください。

住 所
氏 名
変 更 届

年 月 日

社会福祉法人

愛知県社会福祉協議会 会長 殿

本 人	修学生番号	
	養成施設名	
	フリガナ	
	(新) 氏 名	印 年 月 日生
	(新) 住 所	〒
	電 話 番 号	自宅 携帯

下記のとおり、変更しましたので、届け出ます。

区 分	新	旧
フリガナ		
氏 名		
住 所	〒	〒
電 話	自宅 携帯	自宅 携帯
その他		
変更年月日	年 月 日	
備 考		

様式第8

保育士養成施設退学・退校届

年 月 日

社会福祉法人

愛知県社会福祉協議会 会長 殿

本人	修学生番号	
	フリガナ	
	氏 名	印 年 月 日生
	住 所	〒
	電話番号	自宅 携帯

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程施行細則第15条第1項第2号の規定により届け出ます。

1 退学・退校した養成施設名

2 退学・退校理由

3 退学・退校年月日 年 月 日

様式第9

保育士養成施設休学・停学届

年 月 日

社会福祉法人

愛知県社会福祉協議会 会長 殿

本人	修学生番号	
	フリガナ	
	氏 名	印 年 月 日生
	住 所	〒
	電話番号	自宅 携帯

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程施行細則第15条第1項第3号の規定により届け出ます。

1 休学・停学した養成施設名

2 休学・停学した理由

3 休学・停学年月日 年 月 日

様式第10

保育士養成施設留年届

年 月 日

社会福祉法人

愛知県社会福祉協議会 会長 殿

本人	修学生番号	
	フリガナ	
	氏 名	印
		年 月 日生
	住 所	〒
	電話番号	自宅 携帯

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程施行細則第15条第1項第4号の規定により届け出ます。

- 1 留年した養成施設名

- 2 留年した理由

- 3 留年期間

年	月	日から
年	月	日まで

備考 在学証明書を添付してください。

様式第 1 1

保育士養成施設復学届

年 月 日

社会福祉法人

愛知県社会福祉協議会 会長 殿

本人	修学生番号	
	フリガナ	
	氏 名	印 年 月 日生
	住 所	〒
	電 話 番 号	自宅 携帯

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程施行細則第 1 5 条第 1 項第 5 号の規定により届け出ます。

1 復学した養成施設名

2 復学年月日 年 月 日

備考 在学証明書を添付してください。

様式第12

修学資金辞退届

年 月 日

社会福祉法人

愛知県社会福祉協議会 会長 殿

本人	修学生番号	
	フリガナ	
	氏 名	印 年 月 日生
	住 所	〒
	電 話 番 号	自宅 携帯

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程施行細則第15条第1項第6号の規定により下記のとおり届け出ます。

記

辞退する内容	項目	
	金額	円
辞退後の借用金額		円
辞退年月日		年 月 日
備 考		

- 1 退学等により全額を返還する場合は、提出の必要はありません。
- 2 項目欄は、就職準備金等を記入してください。

様式第13

保育士養成施設卒業届

年 月 日

社会福祉法人

愛知県社会福祉協議会 会長 殿

本人	修学生番号	
	フリガナ	
	氏 名	印 年 月 日生
	住 所	〒
	電話番号	自宅 携帯

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程施行細則第15条第2項第1号の規定により届け出ます。

1 卒業した養成施設名

2 卒業年月日 年 月 日

備考 卒業証書の写しを添付してください。

様式第14

保育士登録届

年 月 日

社会福祉法人

愛知県社会福祉協議会 会長 殿

本人	修学生番号	
	フリガナ	
	氏 名	印 年 月 日生
	住 所	〒
	電 話 番 号	自宅 携帯

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程施行細則第15条第2項第2号の規定により届け出ます。

卒業養成施設名	
卒 業 年 月 日	年 月 日
資格登録年月日	年 月 日
登 録 番 号	

備考 保育士証の写しを添付してください。

様式第15

指定業務従事延期届

年 月 日

社会福祉法人

愛知県社会福祉協議会 会長 殿

本人	修学生番号	
	フリガナ	
	氏 名	印
		年 月 日生
	住 所	〒
	電 話 番 号	自宅 携帯

現在、指定業務に従事していませんが、卒業後1年以内に指定業務に従事する意思がありますので、下記のとおり届け出ます。

延期する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
延期する理由		
修学生時の 養成施設名	名 称	
	卒業年月日	年 月 日
資格登録年月日	年 月 日	
就業（復業） 予定年月日	年 月 日	

様式第17

借 受 人 死 亡 届

年 月 日

社会福祉法人

愛知県社会福祉協議会 会長 殿

届 出 者	フリガナ	
	氏 名	印 年 月 日 生
	住 所	〒
	電 話 番 号	自宅 携帯
	借受人との関係	(借受人からみた関係を記入ください。例：父、母等)

下記の借受人が死亡しましたので、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程に基づき届け出ます。

記

1 借受人

修学生番号		
養成施設名		
住 所	〒	
フリガナ		生 年 月 日
氏 名		年 月 日 (歳)

2 死亡年月日 年 月 日

備考 事実を証明する書面を添付してください。

参 考 资 料

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業実施要綱

第1 目的

この制度は、指定保育士養成施設に在学し、保育士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的とする。

第2 貸付事業の実施主体

保育士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けは、この実施要綱及び愛知県保育士修学資金貸付事業費補助金交付要綱に基づき、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する。

第3 貸付対象

修学資金貸付けの対象となる者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき愛知県知事の指定する保育士を養成する県内の学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に当該年度に入学した者とする。

第4 貸付期間及び貸付額

- 1 貸付期間は、養成施設に在学する期間とする。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。
- 2 貸付額は、月額50,000円以内とする。ただし、貸付けの初回に入学準備金として200,000円以内を、卒業時に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ加算することができるものとする。

第5 貸付方法及び利子

- 1 修学資金は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）と貸付対象者との契約により貸付けるものとする。
- 2 利子は、無利子とする。

第6 保証人

- 1 修学資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。ただし、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、保証人は法定代理人でなければならない。
- 2 保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

第7 貸付契約の解除及び貸付けの休止

- 1 会長は、貸付契約の相手方（以下「修学生」という。）が資金貸付けの目的を達成する見込がなくなると認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。
- 2 会長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。
- 3 会長は、修学生が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

第8 返還の債務等の当然免除

会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- 1 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、県内（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。また、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県及び福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、当該被災県とする。以下同じ。）の保育所等において児童の保護に従事し、かつ、5年間（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合は又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合にあっては、3年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸付けを受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

- 2 1に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

第9 返還

修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、あらかじめ県と協議のうえ会長が定めた期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- 1 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- 2 当該養成施設等を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録せず、又は県内において第8の1に規定する業務に従事しなかったとき。
- 3 県内において第8の1に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
- 4 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

第10 返還の債務の履行猶予

- 1 当然猶予

会長は、修学資金の貸付けを受けた者が、修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- 2 裁量猶予

会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 県内において第8の1に規定する業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

第11 返還の債務の裁量免除

会長は、修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金（既

に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- 1 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- 2 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還の債務の額の全部又は一部
- 3 県内において2年以上第8の1に規定する業務に従事したとき
返還の債務の額の一部

第12 延滞利子

会長は、修学資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなくて修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例による。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

第13 県の財政措置

この事業の実施に必要な貸付原資は県の予算の範囲内の補助によるものとする。

第14 会計経理

- 1 県社協は、この制度の会計経理を明確にしなければならないものとする。
- 2 貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する会計に繰り入れるものとする。
- 3 この事業を廃止した場合の返還金の取扱いとして、県社協は、その年度以降毎年度その年度において返還された修学資金に相当する金額を県に返還するものとする。

第15 その他

この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項については、県と県社協がその都度協議して決定するものとする。

附 則

この要綱は平成26年5月19日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成27年4月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成28年6月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行し、平成28年10月11日から適用する。

附 則

この要綱は令和2年7月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程

(目的)

第1条 この貸付規程は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する保育士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付方法、事務手続等を規定し、修学資金の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(貸付けの申請)

第2条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金貸付申請書（第1号様式）に、保育士養成施設（以下「養成施設等」という。）の長の推薦状（第2号様式）を添えて、本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第3条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人は、成年の者で独立の生計を営む者でなければならない。この場合において、申請者が未成年であるときは、連帯保証人は法定代理人とする。

(誓約書)

第4条 申請者は、修学資金貸付申請書に連帯保証人と連署した誓約書（第3号様式）を添えて会長に提出しなければならない。

(選考結果の通知)

第5条 会長は、修学資金の貸付けを行うこと又は貸付けを行わないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(修学資金借用証書)

第6条 修学資金の貸付けの決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、前条の規定による通知を受けた日から15日以内に、連帯保証人と連署した貸付決定の全額にかかる修学資金借用証書（第5号様式）を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の期間内に修学資金借用証書を提出しない者は、修学資金の借受けを辞退したものとみなす。

(修学資金の交付)

第7条 会長は、前条第1項の規定により修学資金借用証書の提出があったときは、当該決定に係る修学資金を交付する。

- 2 修学資金の交付は、分割の方法により交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

(貸付けの休止)

第8条 借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸付けを行わないものとする。

(返還)

第9条 要綱第9各号の理由により、返還が生じた場合、借受人は、修学資金返還明細書（第4号様式）を会長に

提出しなければならない。

2 修学資金の返還方法は、月賦又は半年賦の方法によるものとする。

(免除の申請等)

第10条 要綱第8の返還債務の当然免除を受けようとする者は、修学資金返還当然免除申請書(第6号様式)に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 要綱第11の返還債務の裁量免除を受けようとする者は、修学資金返還裁量免除申請書(第7号様式)に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

3 会長は、前項に規定する免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(猶予の申請等)

第11条 要綱第10第1項の返還の当然猶予を受けようとする者は、修学資金返還当然猶予申請書(第8号様式)に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 要綱第10第2項の返還の裁量猶予を受けようとする者は、修学資金返還裁量猶予申請書(第9号様式)に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

3 会長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第12条 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに会長に届け出なければならない。

(1)借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他の重要な事項に変更があったとき。

(2)借受人が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。

(3)借受人が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。

(4)借受人が留年したとき。

(5)修学資金の借受けを辞退するとき。

2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。

3 第1項及び前項による届出は、借り受けた修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

4 借受人が、県内において保育士の業務に従事したとき、又は業務従事先を変更したときは、その旨を直ちに会長に届け出なければならない。

(勤務期間の計算)

第13条 修学資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は保育士の業務に従事した日の属する月から業務しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(実施細目)

第14条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は平成26年5月19日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成27年4月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成30年12月20日から施行する。

附 則

この規程は令和2年3月2日から施行する。

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 保育士修学資金貸付規程施行細則

(貸与の申請手続)

第1条 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程（以下「規程」という。）第2条の規定により保育士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金貸付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書面を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 保証人となるべき者の保証書（様式第1）
 - (2) 在学し、又は在校している規程第2条に掲げる保育士養成施設（以下「養成施設等」という。）の長の推薦状（第2号様式）
- 2 前項の申請書の提出期限については、毎年会長が定める。

(保証人)

第2条 規程第3条第1項の規定により修学資金の貸付けを受けようとする者が立てなければならない連帯保証人は、1人とする。

- 2 連帯保証人を変更しようとするときは、保証書（様式第1）を会長に提出しなければならない。
- 3 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったときは、連帯保証人変更届（様式第2）を会長に提出しなければならない。

(選考)

第3条 修学資金の貸付けをする者の選考は、第1条の規定により提出された書類の審査により行うものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、面接による選考を併せて行うことができる。

(貸付方法)

第4条 規程第6条第2項の修学資金の交付は、次の表の左欄に掲げる月の分を同表右欄に掲げる月に貸付するものとする。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

新規	4月から9月まで（入学準備金を含む。）	7月
	10月から翌年3月まで	10月
継続	4月から9月まで	6月
	10月から翌年3月まで（就職準備金を含む。）	10月

- 2 修学資金の交付は、口座振替により行うこととし、修学資金の貸付の決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、速やかに修学資金振込口座申込・変更申請書（様式第3）を会長に提出しなければならない。また、振込口座を変更したときは、速やかに修学資金振込口座申込・変更申請書（様式第3）を会長に提出しなければならない。
- 3 養成施設等の施設長は、貸付決定者在籍状況一覧表（様式第4）を年3回、交付月の10日までに会長へ提出しなければならない。

(指定業務)

第5条 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）第8第1項に規定する保育所等とは、平成28年2月3日雇児発0203第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育士修学資金貸付制度の運営について」の7（1）①及び②に定めるアからコの施設等とし、要綱第8第1項に規定する業務とは、保育所等において児童の保護に従事する業務（以下「指定業務」という。）とする。

(期間の計算)

第6条 要綱第8に規定する期間を計算する場合においては、保育士として指定業務に従事し始めた日の属する月から、保育士として指定業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。ただし、保育士として指定業務に従事しなくなった月において再び保育士として指定業務に従事し始めたときは、その月を1月として算入するものとする。

(返還債務の当然免除の申請手続)

第7条 要綱第8第1項の規定による修学資金の返還の債務の当然免除を受けようとする者は、修学資金返還債務当然免除申請書（第6号様式）に、次に掲げる書面を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 保育士の登録を受けた年月日を証するに足りる書面（保育士証の写し等）
- (2) 保育士として指定業務に従事した施設等の名称及び所在地並びに保育士として指定業務に従事し始めた年月日及び当該施設等において保育士として指定業務に従事した期間を証するに足りる書面（指定業務従事期間証明書（様式第5））
- (3) 要綱第8第2項の規定による修学資金の返還の債務の当然免除を受けようとする場合にあっては、指定業務上の理由により死亡し、又は指定業務に起因する心身の故障のため保育士として指定業務を継続することができなくなったものである旨及びその年月日を証するに足りる書面（死亡診断書の写し又は医師の診断書等）

(返還明細書)

第8条 要綱第9に掲げる理由を生じたことにより修学資金を返還しなければならない者は、その理由が生じた日（要綱第11の規定による返還の債務の裁量免除を申請した者にあつては、その申請に対する決定の通知を受けた日）から起算して20日以内に、修学資金返還明細書（第4号様式）を会長に提出しなければならない。

(返還の方法)

第9条 修学資金の返還は、月賦又は半年賦の均等返還によるものとする。ただし、繰り上げ返還をすることを妨げない。

(要綱第9に規定する期間)

第10条 要綱第9に規定する期間は、修学資金の貸付けを受けた期間（規程第7条の規定により貸付けされなかった修学資金にかかる期間を除く。）に相当する2倍の期間とする。

(返還債務の履行猶予の理由)

第11条 要綱第10第2項第2号のその他やむを得ない事由とは、次に掲げるものとする。

- (1) 大学等（養成施設等を除く。）に在学し、又は在校していること。
- (2) 産休又は育児休業等に関する法律（平成3年法律第76号）その他の法律に基づき育児休業をしていること。
- (3) その他やむを得ない理由であらかじめ会長が承認したもの。

(返還猶予の申請手続)

第12条 規程第11条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、規程各項に規定する申請書に、次に掲げる書面を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 要綱第10第1項の規定による修学資金の返還の債務の履行の当然猶予を受けようとする場合にあっては、当該養成施設等に在学し、又は在校している旨を証するに足りる書面

(2) 要綱第10第2項第1号の規定による修学資金の返還の債務の履行の裁量猶予を受けようとする場合にあっては、保育士として指定業務に従事している施設等の名称及び保育士として指定業務に従事している旨を証するに足りる書面（指定業務従事届（様式第6））

(3) 要綱第10第2項第2号の規定による修学資金の返還の債務の履行の裁量猶予を受けようとする場合にあっては、その理由及び猶予を受けようとする期間を証するに足る書面（医師の診断書等）

（免除することができる返還債務の額）

第13条 要綱第11第3項の規定により免除することができる修学資金の返還の債務の額は、保育士として指定業務に従事した期間を修学資金の貸付けを受けた期間（この期間が2年に満たないときは、2年とし、かつ、規程第7条の規定により貸付けされなかった修学資金に係る期間を除く。）の2分の5（免除を受けようとする者が要綱第8に規定する期間以上引き続いて保育士として指定業務に従事した者又は要綱第8に規定する過疎地域において指定業務に従事している者並びに中高年離職者である場合にあっては、2分の3）に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を修学資金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。）の額に乗じて得た額とする。

（返還債務の裁量免除の申請手続）

第14条 要綱第11の規定による修学資金の返還の債務の裁量免除を受けようとする者は、修学資金返還債務裁量免除申請書（第7号様式）に、次に掲げる書面を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 要綱第11第3項の規定による修学資金の返還の債務の裁量免除を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書面

イ 保育士の登録を受けた年月日を証するに足りる書面（保育士証の写し等）

ロ 保育士として指定業務に従事した施設等の名称及び所在地並びに当該施設等において保育士として指定業務に従事した期間を証するに足りる書面（指定業務従事期間証明書（様式第5））

(2) 要綱第11第1項の規定による修学資金の返還の債務の裁量免除を受けようとする場合にあっては、死亡その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難である旨を証するに足りる書面（死亡診断書の写し又は医師の診断書等）

（提出届出）

第15条 借受人は、在学中に、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに次の書面を会長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき（住所・氏名変更届（様式第7））

(2) 退学又は退校したとき（保育士養成施設退学・退校届（様式第8））

(3) 休学し、又は停学の処分を受けたとき（保育士養成施設休学・停学届（様式第9））

(4) 留年したとき（保育士養成施設留年届（様式第10））

(5) 復学したとき（保育士養成施設復学届（様式第11））

(6) 修学資金の借受を辞退するとき（修学資金辞退届（様式第12））

2 借受人は、卒業後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに次の書面を会長に提出しなければならない。

- (1) 養成施設等を卒業したとき（保育士養成施設卒業届（様式第13））
 - (2) 保育士の登録を受けたとき（保育士登録届（様式第14））
 - (3) 指定業務に従事したとき（指定業務従事届（様式第6））
なお、指定業務従事届（様式第6）は、免除を受けるまで、毎年4月15日までに会長に提出しなければならない。
 - (4) 指定業務に従事することができないが、卒業後1年以内に指定業務に従事する意思があるとき（指定業務従事延期届（様式第15））
 - (5) 病気、負傷又は細則第11条第1項各号に規定する理由により保育士として指定業務に従事することができないときは、当該理由がなくなった日から起算して1年以内に保育士として指定業務に従事し始めたとき、または、指定業務に従事後退職し、再度指定業務に従事し始めたとき（指定業務従事届（様式第6））
 - (6) 指定業務従事施設を退職したとき（指定業務従事期間証明書（様式第5））
 - (7) 前項第1号に掲げる事項に該当するとき（住所・氏名変更届（様式第7））
- 3 借受人の戸籍法（昭和22年法律第220号）による死亡の届出義務者は、借受人が死亡したときは、事実を証明する書面を添えて、直ちに次の書面を会長に提出しなければならない。（借受人死亡届（様式第17））

（報告）

第16条 養成施設等の施設長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を会長に報告しなければならない。

- (1) 休学又は停学の処分を行った場合
- (2) 留年の処分を行った場合
- (3) 退学の処分を行った場合
- (4) 借受人が復学した場合
- (5) 借受人が死亡した場合

（雑則）

第17条 この細則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この細則は、平成27年4月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年11月11日から施行する。

○指定業務一覧（実施要綱第8第1項・貸付規程施行細則第5条関係）

(R2.11.11更新)

根拠法令等	施設等	国通知	県要綱
児童福祉法第44条	「国立児童自立支援施設等」 【国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法第27条第2項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含む】	7-(1)-①	第 16-2
児童福祉法第6条の2の2第2項	「児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設」【法第43条】 【法施行規則第1条及び第1条の2】	7-(1)-②-ア	第 16-3-(1)
児童福祉法第6条の2の2第4項	「児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設」【法第43条】 【法施行規則第1条の2の2】	7-(1)-②-ア	第 16-3-(1)
児童福祉法第7条	「児童福祉施設（保育所含む）」 【助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター】	7-(1)-②-ア	第 16-3-(1)
児童福祉法第12条の4	「児童を一時保護する施設」 【児童相談所】	7-(1)-②-ア	第 16-3-(1)
児童福祉法第18条の6	「指定保育士養成施設」 【都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設】	7-(1)-②-ア	第 16-3-(1)
学校教育法第1条	「幼稚園」のうち次に掲げるもの ・教育時間の終了後に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設 ・認定こども園への移行を予定している施設	7-(1)-②-イ	第 16-3-(2)-ア
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法第2条第6項	「認定こども園」	7-(1)-②-ウ	第 16-3-(3)
児童福祉法第6条の3第9項から第12項まで	「家庭的保育事業(第9項)、小規模保育事業(第10項)、居宅訪問型保育事業(第11項)、事業所内保育事業(第12項)」 【法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定により認可を受けたもの】	7-(1)-②-エ	第 16-3-(4)
児童福祉法第6条の3第13項	「病児保育事業」 【保育所、認定こども園、病院、診療所、その他厚生労働省令定める施設（家庭的保育事業等実施施設、児童の居宅等の施設）】 【法第34条の18第1項により届出を行ったもの】	7-(1)-②-オ	第 16-3-(5)
児童福祉法第6条の3第2項	「放課後児童健全育成事業」 【法第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定により届出を行ったもの】	7-(1)-②-カ	第 16-3-(6)
児童福祉法第6条の3第7項	「一時預かり事業」 【保育所、幼稚園、認定こども園等（法施行規則第1条の8）】 【法第34条の12条第1項により届出を行ったもの】	7-(1)-②-キ	第 16-3-(7)
子ども・子育て支援法第30条第1項第4号	「離島その他の地域において特例保育を実施する施設」	7-(1)-②-ク	第 16-3-(8)
児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設のうち右に掲げるもの	1 法第59条の2の規定により届出をした施設 2 1に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって当該届出をした施設 3 雇用保険法施行規則第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 4 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 5 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設	7-(1)-②-ケ i)～v)	第 16-3-(9)ア～オ
子ども・子育て支援法第59条の2第1項	「企業主導型保育事業」 【「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定めるもの】	7-(1)-②-コ	第 16-3-(9)ア

保育士修学資金貸付事業に関する Q&A について

(H30.12.20 更新)

1 貸付対象者の条件は、何か。

【回答】

優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる方

【目安となる基準】

- ① 優秀な成績を修める見込みのある者
- ② 前年の保護者等の所得が市町村民税の課税の基礎となる課税総所得金額の合計額が340万円以内
その他母子家庭等、各養成施設で真に貸付の必要があると認められる者

2 保育士資格と幼稚園教諭資格の両方を有する保育士修学資金借受者が、市町村等に採用され、幼稚園に幼稚園教諭として配属された場合、当修学資金の返済免除期間として算定できるか。

【回答】

- ① 配属された幼稚園において、「幼稚園教諭」として従事している期間は、「保育士修学資金貸付事業実施要綱」第8の1の返済免除条件の5年に算定することはできないこと。

【預かり保育を週5日以上実施している幼稚園及び貸付対象者が入職してから5年以内に認定子ども園へ移行を予定している幼稚園を除く】

- ② なお、本人が保育士として働く意思を持っている場合、「保育士修学資金貸付事業実施要綱」第10の2裁量猶予(2)の「その他やむを得ない事由があるとき」に該当するため、幼稚園教諭として幼稚園に配属されている期間を返還債務の猶予期間とすることができること。
- ③ 上記②（預かり保育を週5日以上実施している幼稚園及び貸付対象者が入職してから5年以内に認定子ども園へ移行を予定している幼稚園を除く）の返還の裁量猶予を受けようとする者は、「修学資金返還裁量猶予申請書（第9号様式）」を毎年度提出すること。
- ④ 上記③の申請書の添付書類として、「本人が保育士として働く意思を持っている旨の申立書」を提出すること。

3 編入学生は貸付の対象となるのか。

【回答】

編入学生も貸付の対象となる。

4 日本学生支援機構等の奨学金との併給は、認められないのか。

【回答】

- ① この事業の趣旨は、学生等に対し学費等、修学費用の必要相当額を貸し付けることであるため、基本的に趣旨が同様の他制度との併給は好ましくない。
- ② なお、生活保護世帯、母子世帯、兄弟姉妹が同時期に学費が必要等、真にやむを得ない理由がある場合は、本人から申立書を提出させ、当該学生等の個別の状況に応じ、併給することが真にやむを得ないと認められる場合は併給を認めることがある。
- ③ 4学年の学生が1年生及び2年生の間は、愛知県福祉人材センターから修学資金の貸付けを受け、3年生及び4年生の間は、学生支援機構から貸付けを受けることは出来る。また、就職準備金についても学生支援機構から同種の貸付けが行われず、学費のみの貸付けであれば可能。

5 返済免除となる雇用形態は、常勤に限定されているのか。非常勤の場合の適用基準は？

【回答】

雇用形態は常勤に限らない。非常勤の場合は、1,825日以上雇用され、保育等の業務に従事した期間が900日以上あることが必要となる。

6 就職準備金は卒業時に加算するとされているが、4年制の養成施設の学生の場合、どのように貸し付けるのか。

【回答】

月額の前貸付金とは別に、卒業年次の10月に就職準備金のみを貸し付ける。

7 貸付対象施設に通信制の養成施設は含まれるのか。

【回答】

貸付対象施設に含まれる。

通信制の場合は、貸付対象者が住民登録をしている都道府県で貸付を受けることができるが、施設の所在地で受けることはできない。

8 4年生の保育士養成施設に在学する者に貸付を行う際に、2年間の貸付額を4年間に分けて貸付を行うことは可能か。

【回答】

愛知県では、2年間での貸付としている。

9 過疎地域とは、具体的にどの地域をいうのか。

【回答】

豊田市(旧小原村、足助町、旭町、稲武町)、新城市(旧鳳来町、作手村)、設楽町(全域)、東栄町(全域)、豊根村(全域)

10 返還の債務等の当然免除について、「県内の保育所等において児童の保護に従事し、5年間・・・」とあるが、「保育所等」とは、具体的に何を指すのか。

【回答】

指定業務一覧（別紙参照）